

# メディア等を活用した観光プロモーション業務委託 仕様書

## 第1 委託業務名

メディア等を活用した観光プロモーション業務委託

## 第2 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

## 第3 事業目的

岐阜県では、大河ドラマ「麒麟がくる」の放送や、7月の岐阜関ヶ原古戦場記念館のオープンを抑えていることから、これまでの「自然」「グルメ」「歴史・文化」に「戦国・武将」をテーマに加え、「清流の国ぎふ」めぐる旅キャンペーンを展開することとしている。このキャンペーン情報をはじめとする岐阜県観光の魅力や、パブリシティと広告タイアップを組み合わせ、大都市圏の特に首都圏及び関西圏のメディア等を通じて県内外へ発信することで、効果的に国内観光誘客を図ることを目的とする。

## 第4 業務内容

岐阜県が展開する観光誘客キャンペーン等の観光情報等について、受託者のネットワークを活かし、首都圏、関西圏のテレビを中心としたメディアの制作担当者に対して、下記1、2の手法を組み合わせ、直接アプローチすること。なお、テレビは情報番組の旅企画等で2件以上（1件あたり5分以上）、WEB及び雑誌は合計12件以上（WEBは1件あたりA4サイズ2枚相当以上、雑誌は1件あたり2P以上）の露出を図ること。

### 1 パブリシティ活動の実施

#### (1) メディアへのコンタクト活動

- ・テレビ局・番組制作会社・出版社等に対して、キャンペーンをはじめとする岐阜県観光情報をニュースリリースの配信や個別にコンタクト活動を行うことでパブリシティによる露出を獲得すること。
- ・コンタクト活動する対象候補先について、メディアの特性や露出効果などを勘案したうえで県に提案すること。
- ・必要に応じ、県職員等によるメディア訪問を企画実施すること。

#### (2) プレスツアー等の実施

- ・プレスツアーや個別のメディア招聘を行い、取材を誘致すること。

- ・必要に応じて取材先との調整や現場立会いなどの支援を行うこと。
- ・プレスツアーや個別のメディア招聘にかかる経費は、全て受託者が負担すること。
- ・招聘するメディアは10媒体以上とし、県と協議のうえ決定すること。

## 2 メディアとのタイアップ企画の実施

- ・テーマ等に適したメディア（テレビ・雑誌・WEB）において、タイアップ企画を2企画以上実施すること。
- ・タイアップするメディアは、県と協議のうえ決定すること。

## 3 PR活動の助言・提案、実施状況の報告

- (1) 岐阜県に対し、PR活動についての助言・提案を行うこと。
- (2) 定期的（月1回程度）に実施状況を報告すること。業務の実施状況報告については、次の（ア）～（エ）の事項を含む資料を作成したうえで報告すること。
  - (ア) メディア等とのコンタクト状況及び内容（メディアの反応、意見、結果等）
  - (イ) 露出記事等のクリッピング集
  - (ウ) 露出記事等の一覧表（広告換算含む）
  - (エ) その他活動内容がわかる資料

## 4 業務実施体制

- ・本業務実施にあたっては、業務実施責任者1名及び業務担当者1名以上を配置すること。ただし、業務実施責任者と業務担当者を兼ねることも可とする。

## 第5 業務完了後の提出書類

受託者は本業務完了後、速やかに以下の1、2の書類を提出すること。

- 1 (1)～(2)の内容を含む実績報告書
  - (1) 業務の実施期間及び内容
  - (2) その他、業務の実施状況
- 2 委託業務完了届

## 第6 業務の適正な実施に関する事項

### 1 関係法令の遵守

受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法、その他関係法令を遵守すること。

## 2 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県と協議の上、業務の一部を委託することができる。

## 3 個人情報保護

受託者が委託業務を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、岐阜県個人情報保護条例（平成 10 年岐阜県条例第 21 号）、知事が取り扱う個人情報に関する岐阜県個人情報保護条例施行規則（平成 11 年岐阜県規則第 8 号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。

## 4 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

## 第 7 著作権等の取扱いについて

別添著作権等取扱特記事項のとおりとする。

## 第 8 業務の継続が困難となった場合の措置

県と受託者との契約期間中において、受託者による業務の継続が困難になった場合の措置は、次のとおりとする。

### 1 受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合には、岐阜県は契約の取消しができる。この場合、岐阜県に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

### 2 その他の事由により業務の継続が困難となった場合

災害その他不可抗力等、岐阜県及び受託者双方の責に帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、業務継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できる。

なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に業務を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供すること。

## 第9 「岐阜県が行う契約からの暴力団の排除措置に関する措置要綱」に基づく通報義務

### 1 妨害又は不当要求に対する通報義務

受託者は、契約の履行にあたって、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる妨害を受けたときは、警察へ通報しなければならない。なお、通報がない場合は入札参加資格を停止することがある。

2 受託者は、暴力団等による不当介入を受けたことにより、履行期間内に業務を完了することができないときは、県に履行期間の延長変更を請求することができる。

## 第10 その他

本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、両者協議により業務を進めるものとする。